



# 鳥取県公報

平成 24 年 9 月 7 日 (金)  
第 8 4 2 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (622) (障がい福祉課) . . . . . 2  
指定居宅介護支援事業者の指定 (623) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
- ◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (27) . . . . . 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 3

## 告 示

### 鳥取県告示第622号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一	島根県松江市 西津田二丁目 8-20	ウェルネス薬局 両三柳店	米子市両三柳2126 - 2	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成24年9月 1日
株式会社クロ一バース 代表取締役 服部 友也	島根県松江市 東朝日町216 - 5	あさひ薬局	米子市皆生新田二丁目2-5	”	”

### 鳥取県告示第623号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月7日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
あしかわ合同会社	居宅介護支援事業よしかた	鳥取市吉方温泉二丁目630	平成24年9月1日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第27号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年9月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,653
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,109
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,659
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,203
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,744
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,790
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,549
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,597
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	16,277
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,379
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,688

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県指紋情報管理システム賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 鳥取県指紋情報管理システム用機器 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 履行場所

入札説明書による。

#### (4) 履行期間

ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成25年3月1日（金）

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成25年4月1日から平成31年3月31日までとする。

#### (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（72月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの代表者である者とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年9月7日(金)から同年10月17日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年9月7日(金)から同年10月17日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成21年鳥取県告示第717号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、この競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年10月2日(火)午後4時までに4の(3)の場所に提出すること。

オ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

### (2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のアからウまでの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうち、代表者となる者が競争入札参加資格を有するとともにその資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が事務用機器のパソコン類又はその他の賃貸のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年10月2日(火)午後4時までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

FAX 0857-29-3700

メールアドレス k\_yosannikakari@pref.tottori.jp

### (2) 仕様書に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部刑事部鑑識課

電話 0857-23-0110

F A X 0857-29-3700

メールアドレス k\_kansiki@pref.tottori.jp

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年9月7日(金)から同月20日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年10月17日(水)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月16日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年10月3日(水)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に72月を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に72月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効  
2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。
- (5) 手続における交渉の有無  
無
- (6) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
  - Equipment of Tottori fingerprints administration system, 1 set
  - Software for Tottori fingerprints administration system, 1 set
- (2) October 3, 2012 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 17, 2012 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders  
October 16, 2012 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1  
-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan  
TEL 0857-23-0110